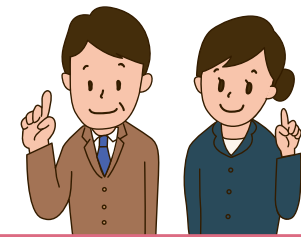


妊娠・出産・育児をサポートします。 一人で不安を抱え込まずに相談を！

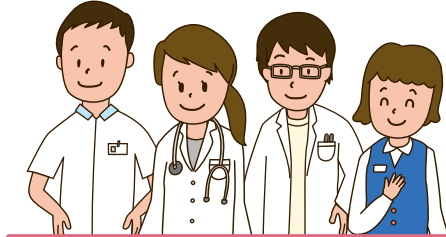
職員の妊娠・出産・育児について、法律で定められていることと、国循での手続きについてご紹介します。ほとんどの制度は、本人が請求した場合にはじめて利用できる制度です。赤ちゃんのことが心配な上に仕事への不安もつきず、つらい時期かもしれませんが、各部署がみなさまをあたたく支援します。一人で抱え込まずにぜひご相談を。

職員の妊娠がわかったら



職場長等

母性保護、育児休業、休暇、時間外勤務の制限などの各種制度の内容について十分理解し、職員が妊娠を申し出た際や、制度を利用する際には適切に説明を行うよう心掛けてください。その他、周囲の職員にも状況を説明するなど職場環境の整備に努めてください。



当事者や
周囲の職員

職場長等からの説明やガイドブック等をよく読んで、制度を十分理解してください。分からない点があれば、職場長や事務部門へ問い合わせてください。

職場において、妊娠している人や子どもを育てている人が
制度を利用しやすい雰囲気職員全員で作るよう心掛けましょう。

国立循環器病研究センターおひさま保育所について

生後57日目から未就学児まで国循の敷地内にあるおひさま保育所を利用できます。特に年度末は定員近くになるものの、年度途中からの入所や、復職に合わせて慣らし保育が可能です。子が1歳までは1日2回30分以内の授乳ができ、病後児保育も行っています。保育料は、3歳児以上は国の無償化の対象となりますが手続きは各市町村で異なりますので保護者様責任で手続きをしていただくことになります。詳しくは国循ホームページ「保育所について」をご参照ください。



各種制度の利用にあたって

- 制度の中には、常勤職員は有給、非常勤職員は無給となるものがあります。また配偶者の勤務先関係からの手当も確認が必要です。
- 産前・産後・育児休業中は「掛金免除申出書」を提出することで、賞与も含め社会保険料（健康保険や年金など）が免除となります。（保険料を納めた期間として扱われます。）
- 産前・産後・育児休業等により収入が減った場合、住民税の減免措置を受けられる場合があります。
- 常勤職員については、標準報酬の産前産後休業終了時改定、標準報酬の育児休業等終了時改定、3歳未満の子を養育する組合員の特例措置があります。申請の必要がありますので、詳しくは「共済のしおり」をご確認ください。「共済のしおり」はガールーン掲示板の共済組合にあります。
- 父親となる国循職員が、妻の産前産後の期間に「特別休暇（5日間以内）」や「年休」を取得することが可能です。また男性の育児休業・育児短時間・育児時間も取得可能です。育児休業は条件を満たせば社会保険料の免除もあります。
- 制度が変更になっていた場合、ぜひ diversity@ncvc.go.jp までご連絡ください。

各種手続き・お問合せ先一覧

※所属や常勤・非常勤によって異なります

産前休暇・産後休暇・その他特別休暇

病院所属常勤	総務係	内線 31121
病院所属非常勤	職員係	内線 31124
研究所など病院以外の所属	研究所事務係	内線 31010

出産育児一時金・高額療養費

常勤	厚生係	内線 40027
非常勤	給与係	内線 40023

育児休業・育児短時間勤務など

全ての職員	人事係	内線 40021
-------	-----	----------

マタニティハラスメントなどの相談

全ての職員	人事課 職員係長	内線 40025
-------	----------	----------

(2019年7月現在)

ダイバーシティ人材育成支援室について

センター職員・研修生や研究者のため、マタニティ支援・育児及び介護支援に関する情報を播種すること、また、来日する外国人客員研究員・研修生や派遣研究者のため、働きやすく住みやすい環境に関する情報を提供することなどを通じて、多様性に富んだ個人の能力を最大限に活かせる職場作りを目指して活動しています。

Scan the QR code
for the English version.



国循は次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を公表しており「職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場を挙げて支援していく」ことを計画しています。

1 妊娠がわかったら

まず上司に報告し、出産予定日の入った医師の診断書（または予定日の記載された母子手帳のコピー）を準備しましょう。妊娠初期の悪阻には個人差がありますが、症状が重ければ勤務に支障が出る場合もあります。上司には早めに相談し、周りの協力を得るようにしましょう。また、産前産後休暇（一般的には「産休」）の予定について、相談しておきましょう。

2 妊婦健診

男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置として、妊婦健診に必要な時間が確保されるよう定められています。以下のいずれかを申請してください。

- 「妊婦検診受診申請書」の提出により、1日の勤務時間内で、健診に必要な時間を分単位で申請できます。
- 「年次有給休暇（年休）」にて時間単位か1日単位の休みを申請します。

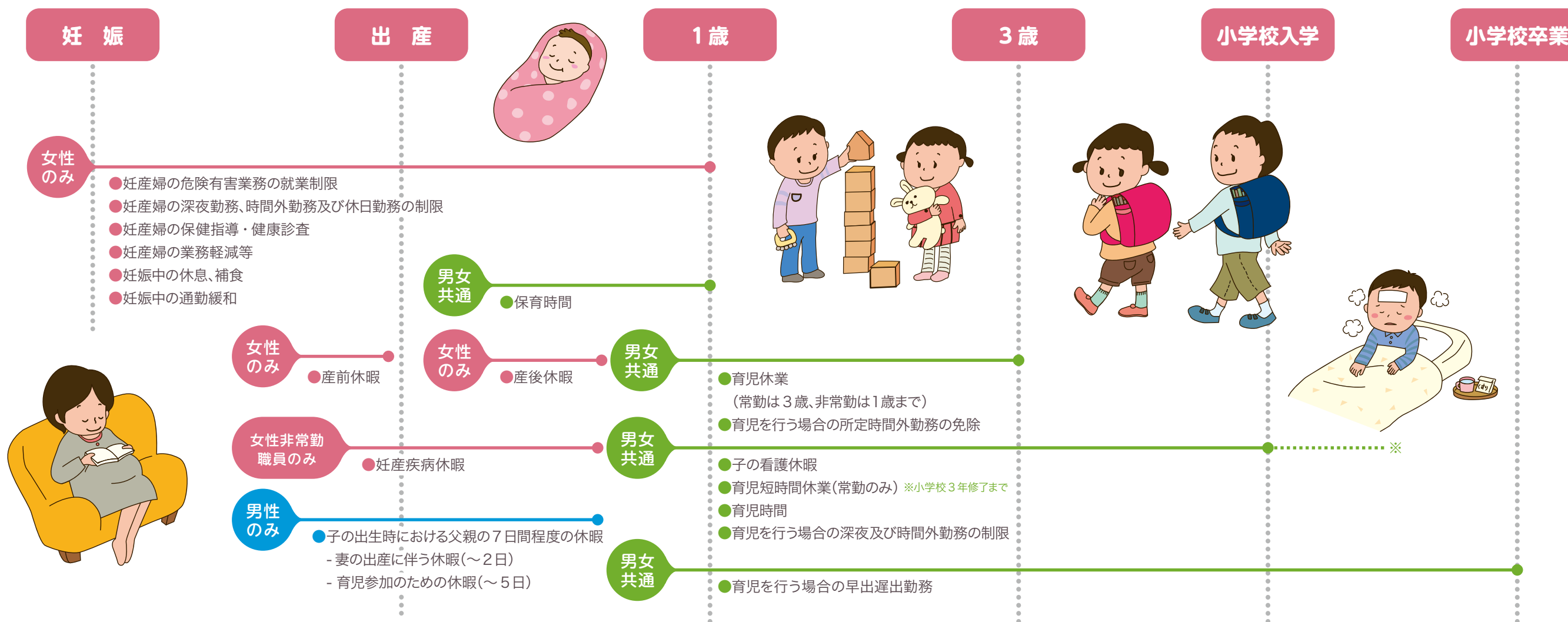
3 業務軽減

労働基準法における母性保護規定にて、妊産婦の業務軽減等が定められています。

- 深夜勤務や時間外勤務、休日勤務が免除・制限されます。「妊産婦深夜勤務・時間外勤務免除・制限承認申請書」を提出してください。
- 筋肉労働を必要とする業務や悪臭など、母体や胎児に悪影響を及ぼすと認められる場合は、他の業務へ変換できます。
- 勤務時間内に適宜休息、補食に必要な時間を取ることができます。
- 自宅安静あるいは入院が必要な場合には、まず上司へ連絡し、健康管理室へ相談（産業医との面談）してください。同一病名で90日まで「病気休暇」がありますが、それ以上になると「年休」もしくは「病気休職」の相談が必要です。詳しくは人事係にご相談ください。

受診機関にて「母子健康管理指導事項連絡カード」を記載してもらって各種申請がスムーズになります。「診断書」は有料になりますが、連絡カードだと無料の場合があります。

出産・子育てに関する制度



4 通勤緩和

交通機関の混雑により、母体および胎児の健康保持に影響があると認められた場合は、「妊婦通勤緩和承認申請書」を提出することで、勤務時間の始め及び終わりにおいて、1日のうち1時間を超えない範囲で時間を短縮することができます。

5 産前休暇

予定日より6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から出産の日までの期間、休暇をとることができます。「出産予定日が記載された母子手帳のコピー」とともに「特別休暇届」を提出してください。なお産前休暇を取得する前に、予定帝王切開や計画分娩により出産予定日が変更となった場合には、その予定日を基準として産前休暇を取得することができます。

6 出産

- 常勤職員は共済組合、非常勤職員は協会けんぽからの出産費（一般的には出産育児一時金）が受給可能で、出産にかかる費用に充てることができます。常勤職員へは「出産費付加金」も支給されます。通常は、出産する医療機関で手続きを行います。給付の対象となる出産には、妊娠4か月（85日）以上の胎児の早産・死産・流産も含み、また双生児は倍額が支給されます。詳しくは「共済のしおり」を参照ください。
- 帝王切開など高額療養費制度の対象となる場合は、「限度額適用認定証」を出産する医療機関に提出すると、窓口での支払い時の負担が軽減されます。
- 生まれた子の扶養や健康保険の手続きも忘れずに行いましょう。

7 産後休暇

出産翌日から8週間は勤務できません（ただし、産後6週間後は、本人が請求し医師が認めた場合は就業することができます）。出産日が証明できるよう、「母子手帳の出産記録か出産証明書のコピー」とともに「特別休暇届」を提出しましょう。

8 育児休業

子を養育するための休業で男女は問いません。通常、常勤は子が3歳まで、非常勤は子が1歳まで取得可能ですが、詳細については、人事係に問い合わせください。上司と相談し、仕事復帰にも備えましょう。また条件を満たせば、育児給付金が支給されます。

9 育児短時間・育児時間

どちらも給与は時間数に応じて、減額になります。
育児短時間：午前中だけ勤務可能な場合や、親もしくはパートナーにってもらえる曜日は勤務可能な場合

- 勤務時間を1週19時間25分～24時間35分の間で定める
- 子が小学校3年を修了するまでの期間に取得可能
- たとえば午前だけの勤務やフルタイムで週3日勤務など変則勤務可能
- 申請は1ヶ月前まで

育児時間：朝の保育所への送り、夕方の保育所へのお迎えなどの時間があるため取得する場合

- 1日の勤務時間のうち始めや終わりの時間を最大2時間まで短縮可能
- 子が小学校入学までの期間に取得可能
- 所定の勤務時間自体は変更できない
- 申請は1週間前まで

この他、子が小学校入学までの期間、育児のために「深夜勤務制限・時間外勤務制限請求」が可能です。また、小学生の子の学童保育施設等へのお迎えまたは見送りなどのために「早出遅出勤務請求」が可能です。

10 他の急な休み

- 子の病気：現在、院内保育所には病児保育がありません。居住地の市区町村で補助のある各保育所（居住地以外も可能な病児保育所もあるようです）の利用やベビーシッターの利用があります。また子が小学校入学までの期間、子供の看護のため休む場合は、「子の看護」という理由で、1年に5日まで（未就学児が2人以上の場合は10日まで）「特別休暇」を請求できます。日数が5日を超えたら「年休」で対処しましょう。
- 警報：台風などで子がお休みで、それに対応して休む場合は「年休」になります。

